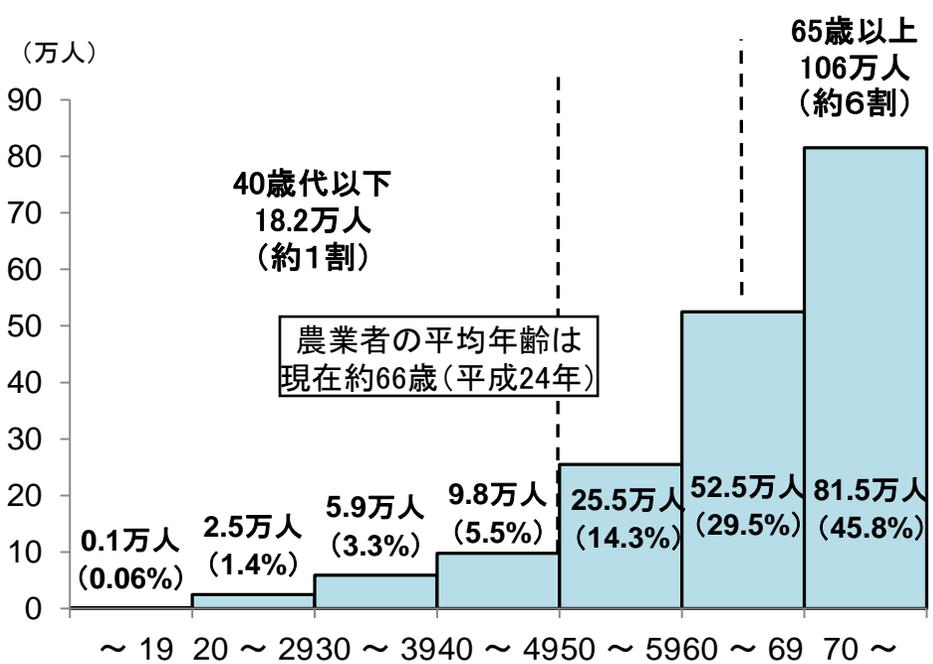
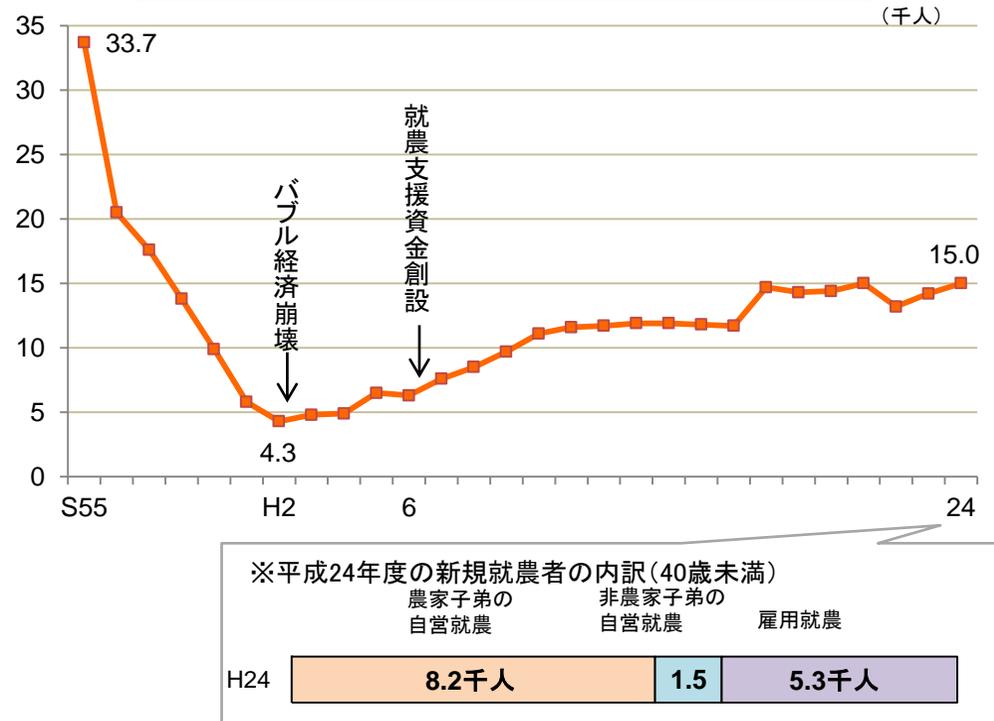


# ○ 新規就農を取り巻く状況

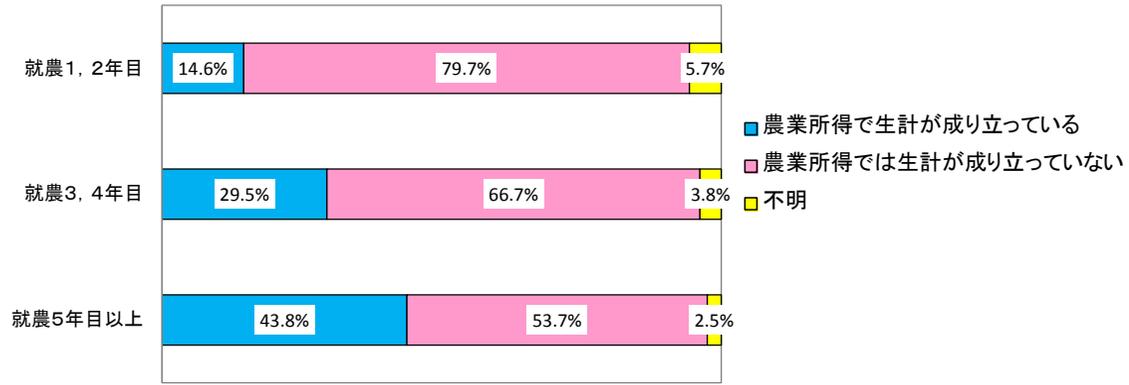
年齢階層別の基幹的農業従事者数(H24)



40歳未満の新規就農者数の推移



就農5年目までの生計の状況

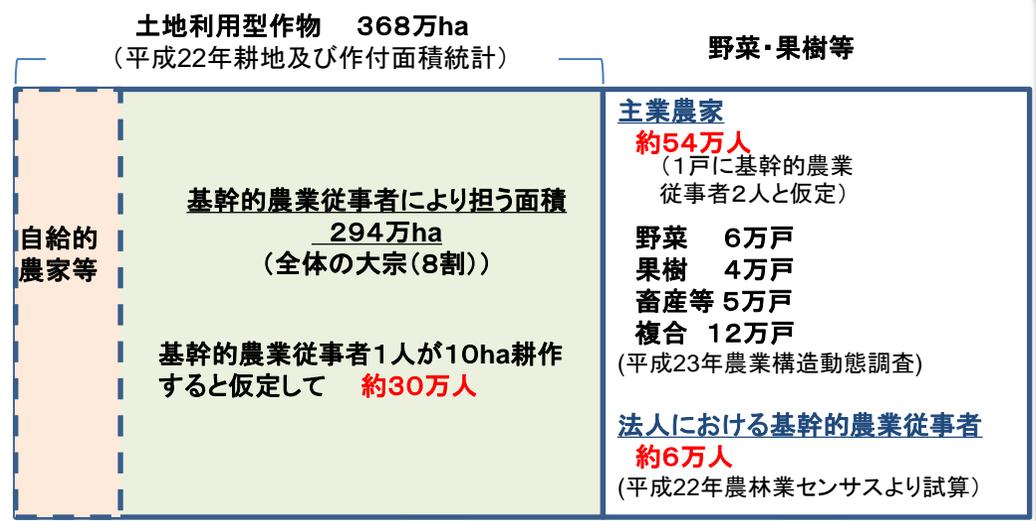


資料: 農林水産省「農業構造動態調査」等

定義: 「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者をいう。

# ○ 青年就農者の確保の考え方

## 基幹的農業従事者の必要数



約30万人が必要      約60万人が必要

現在の基幹的農業従事者数  
186万人  
(平成23年農業構造動態調査)

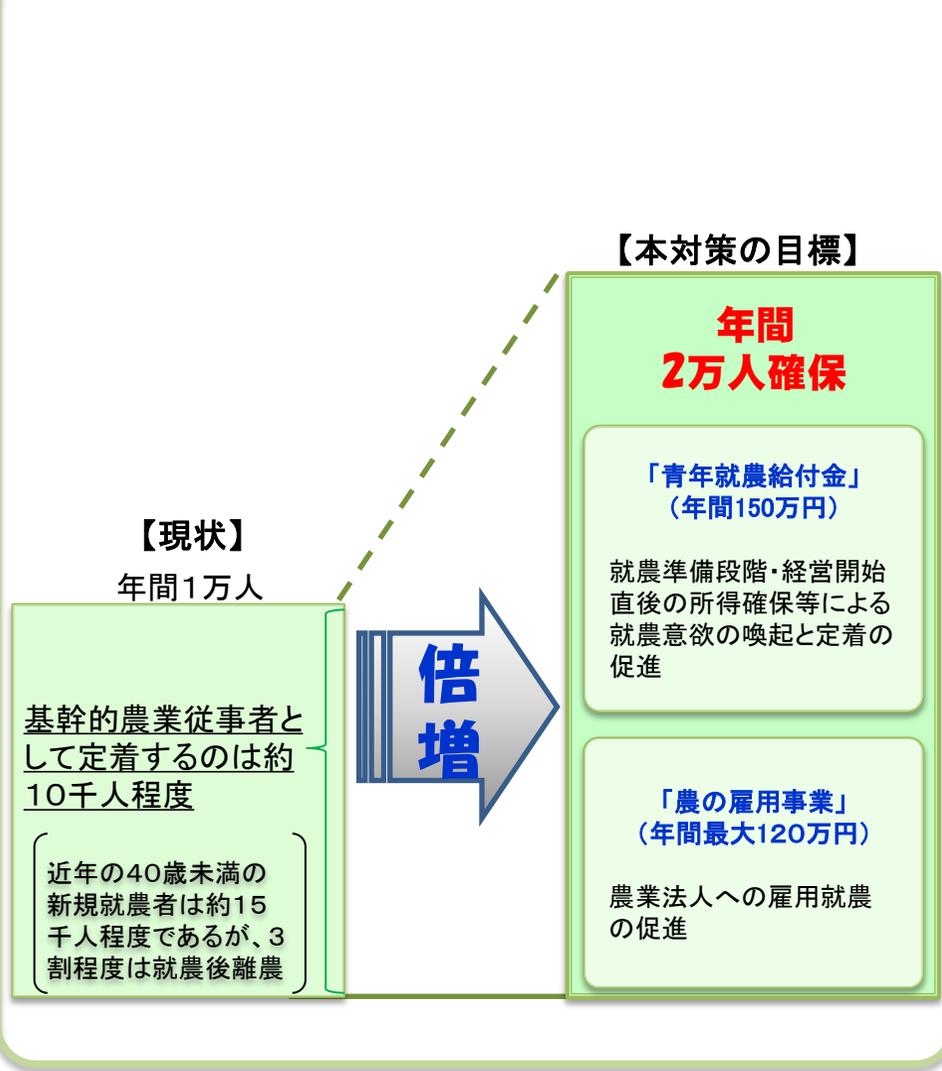
うち65歳以上59%  
40代以下11%

約90万人の基幹的農業従事者が必要

20歳～65歳の年齢層で安定的に担うためには、毎年、平均して約2万人の青年層が新規就農し、農業を継続していくことが必要

**青年新規就農者 毎年2万人確保**

## 青年新規就農者の確保目標



日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定)抜粋

雇用規模:【農業】新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を約20万人から約40万人に拡大

# ○ 新規就農・経営継承対策の全体像

【26年度概算要求額 27,997 (23,877) 百万円】

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農 (※)	
<b>所得の確保</b> 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保  ①+②+③ 合計で 275億円  ・青年就農給付金 200億円 ・農の雇用事業 75億円	<b>青年就農給付金(準備型) ①</b> ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について ・年間150万円を最長2年間給付  ○研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始、農業法人等へ就農又は親元への就農をしなかった場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還	法人正職員として最低賃金以上を確保  <b>法人側に対して農の雇用事業 ③</b> 1)法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間) 2)雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修に必要な経費を助成(年間最大120万円、最長4年間)	<b>青年就農給付金(経営開始型)②</b> ・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について ・年間150万円を最長5年間給付  ○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ○所得が250万円以上ある場合は給付しない  ※親からの経営継承(親元就農から原則5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象(農地は親族からの貸借でも可)	<b>農業法人等の次世代経営者の育成(農の雇用事業)</b> 法人の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間)  <b>トッププロを目指す経営者育成のための助成</b>
<b>技術・経営力の習得</b>	<b>農業経営者育成教育のレベルアップのための助成</b>		就農支援資金(無利子)【拡充】  経営体育成支援事業	スーパーL資金
<b>機械・施設の導入</b> 経営の複合化、多角化等に必要な物を含む				
<b>農地の確保 就農相談等</b>	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、 ・農地利用の目的をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。		農地中間管理機構(仮称)による支援 地域連携推進員による指導	

**が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容**

# ○ 青年就農給付金の審査・フォローアップ体制

## 準備型

民間団体※1,2  
都道府県・育成センター※2

- 〈準備型給付対象者の提出書類〉
- 研修計画
  - 給付申請(半年ごと)
  - 研修状況報告(半年ごと)
  - 就農状況報告(毎年7月末及び1月末)
  - 就農報告(就農後1か月以内)

給付金給付  
研修状況確認  
就農状況確認

【研修実施状況の現地確認】  
研修機関と協力して確認、必要に応じて給付対象者への指導

【就農状況の現地確認】  
準備型給付期間終了後最長3年間確認

就農希望者

## 経営開始型

市町村

- 〈経営開始型給付対象者の提出書類〉
- 経営開始計画
  - 給付申請(半年ごと)
  - 就農状況報告(毎年7月末及び1月末)

給付金給付  
就農状況確認

【経営開始計画の審査(個別面接を実施)】  
給付主体である市町村のほか、都道府県普及指導センター、JA、農業委員会等の関係機関が協力・連携して実施

【就農状況の現地確認】  
給付期間中の年2回、給付主体である市町村のほか、都道府県普及指導センター、JA、農業委員会等の関係機関が協力・連携して実施、必要に応じて給付対象者への指導

人・農地プランに位置づけられることにより地域の農業者からの重点的な営農指導

新規就農者

※1 公募により選定された団体(平成24年度補正、平成25年度は全国農業会議所)。  
 ※2 準備型は都道府県または青年農業者等育成センターどちらかが給付する。(所在する都道府県での就農を基本としていない教育機関で研修を受ける者に対しては民間団体から給付することができる。この場合、研修後の就農状況は、民間団体と就農先の都道府県が協力して確認する。)